

苦前町過疎地域持続的発展市町村計画

令和3年度～令和7年度

北海道苦前郡苦前町

目 次

1. 基本的な事項

(1) 苛前町の概況	1
ア. 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要	1
イ. 過疎の状況	1
ウ. 社会経済的発展の方向の概要	2
(2) 人口及び産業の推移と動向	2
ア. 人口の推移と動向	2
イ. 産業の推移と動向	3
(3) 行財政の状況	4
ア. 行財政の状況	4
イ. 施設整備水準等の状況	4
(4) 地域の持続的発展の基本指針	5
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	8
ア. 人口に関する目標	8
イ. 地域の持続的発展のための基本となる目標	8
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	8
(7) 計画期間	8
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	8

2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現状と問題点	9
ア. 移住・定住	9
イ. 地域間交流の促進・人材育成	9
(2) その対策	9
ア. 移住・定住	9
イ. 地域間交流の促進・人材育成	9
(3) 計画	9
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	10

3. 産業の振興

(1) 現況と問題点	10
ア. 農業	10
イ. 林業	11
ウ. 漁業	12
エ. 商業	13
オ. 鉱工業	13
カ. 観光レクリエーション	14
(2) その対策	14
ア. 農業	14
イ. 林業	14

ウ. 漁業	14
工. 商業及び鉱工業	15
オ. 観光レクリエーション	15
(3) 計画	15
(4) 産業振興促進事項	17
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合	17
 4. 地域における情報化	
(1) 現状と問題点	18
(2) その対策	18
(3) 計画	18
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	18
 5. 交通施設の整備、交通手段の確保	
(1) 現況と問題点	19
ア. 道路	19
イ. 交通	19
(2) その対策	20
ア. 道路	20
イ. 交通	20
(3) 計画	20
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	22
 6. 生活環境の整備	
(1) 現況と問題点	22
ア. 水道施設	22
イ. 下水道施設	22
ウ. 廃棄物処理施設	22
工. 消防施設	22
オ. 公営住宅	23
(2) その対策	23
ア. 水道施設	23
イ. 下水道施設	23
ウ. 廃棄物処理施設	23
工. 消防施設	23
オ. 公営住宅	23
(3) 計画	24
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	25
 7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
(1) 現況と問題点	26
ア. 子育て環境の確保	26

イ. 高齢者等の保健・福祉	26
(2) その対策	26
ア. 子育て環境の確保	26
イ. 高齢者等の保健・福祉	26
(3) 計画	27
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	32
8. 医療の確保	
(1) 現況と問題点	33
(2) その対策	33
(3) 計画	34
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	34
9. 教育の振興	
(1) 現況と問題点	35
ア. 学校教育	35
イ. 社会教育	35
(2) その対策	36
ア. 学校教育	36
イ. 社会教育	36
(3) 計画	36
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	37
10. 集落の整備	
(1) 現況と問題点	37
(2) その対策	37
11. 地域文化の振興等	
(1) 現況と問題点	38
(2) その対策	38
(3) 計画	38
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	38
12. 再生可能エネルギーの利用の促進	
(1) 現況と問題点	39
(2) その対策	39
(3) 計画	39
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	39
13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項	
(1) 現況と問題点	40
(2) その対策	40
(3) 計画	40

1. 基本的な事項

(1) 苦前町の概況

苦前町は、北海道の北西部、日本海海岸に位置し、海岸地帯（海岸17.3キロメートル）は平地、東部奥地一帯は天塩山地に連なる山岳地帯で、町の総面積の85%を占める豊かな森林地帯となっている。また、河川については天塩山系を水源とした古丹別川とその支流の三毛別川、チエボツナイ川が日本海に注いでおり、町域は454.60平方キロメートルとなっている。

ア. 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

① 自然

気候は、海洋性気候を示し、冬季は強い北西の季節風が吹き降雪は多いが、日本海を流れる対馬暖流の影響で、北海道内陸部より比較的温暖で融雪は早い方であり、春から夏にかけて気温は高めで、秋は多雨の傾向にあり、山すそから海岸にかけては広大な沃野が広がっている。

② 歴史

本町は明治13年を開基とし、昭和23年に町制施行がなされ、「苦前町」となった。

③ 社会・経済

産業構造は、第一次産業が主な産業となっており、特に農業については水稻・畑作の複合経営や乳牛を中心とした酪農が主体であり、漁業については沿岸漁業と増養殖漁業を主としているが、近年、資源管理型漁業への転換が図られている。

また、基幹道路の整備、自動車の普及により、通学や医療、買い物等の日常生活圏は近隣へ広域化している。

イ. 過疎の状況

平成27年国勢調査による総人口は3,265人となっており、昭和35年の10,898人と比較すると70.0%減少している。

また、若年者比率(15~29歳)は10.1%で人口に占める割合が減少傾向にあり、高齢者比率(65歳以上)は39.1%で総人口、若年人口が減少している中にあって大きく増加傾向にある。

過疎化の主な要因としては、第一次産業や第三次産業における後継者不足、さらには商工業の低迷により、雇用の場に大きく結びつく地場産業が少なく、高卒者の流出に歯止めがかからないことが大きな要因となっている。

これまでの過疎地域対策は、農林水産業や観光を含めた商工業など産業基盤の積極的な振興策を図るとともに、市街地基盤整備や下水道整備を始めとする生活環境施設等の整備に努めているところであるが、引き続き、基幹産業の振興をはじめ、生活環境の整備や地域の特色ある資源、優位性を活かした魅力ある産業づくりなど、地域の持続的発展に向けた振興策の展開が必要となっている。

ウ. 社会経済的発展の方向の概要

幹線道路の整備と自動車の普及に伴い、通勤、通学、通院や買い物等、住民の日常生活圏が拡大し、産業・経済活動も広域化している。

今後は、地域間の連携を図り、地域の特性や資源を生かした地場産業や観光の振興を図っていかなければならない。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア. 人口の推移と動向

国勢調査による人口は昭和35年の10,898人がピークで、その後昭和40年9,629人、昭和45年8,544人、昭和50年7,174人、昭和55年6,528人、昭和60年5,748人、平成2年5,251人、平成7年4,868人、平成12年4,645人、平成17年4,202人となり、昭和35年から平成22年までの50年間の減少率は66.5%、昭和40年から平成27年までの50年間の減少率は66.1%となっている。

近年10年間の推移を見ても平成17年から平成27年の間で22.3%の減少となっており、今後も減少傾向は続くと見込まれる。

年齢階層別人口は、14歳以下の人口比率が10.2%と著しく低下しているのに対し、65歳以上の人口比率が39.1%と急速に高くなっていることから、少子高齢化が進んでいることを示している。

また、高齢者比率は、北海道平均の29.1%、全国平均の26.6%を大きく上回っている。

表1-1 (1) 人口の推移（国勢調査）(単位：人、%)

区分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	10,898	7,174	△34.2	5,251	△26.8	4,202	△20.0	3,265	△22.3
0歳～14歳	3,865	1,757	△54.5	743	△57.7	483	△35.0	333	△31.1
15歳～64歳	6,467	4,647	△28.1	3,488	△24.9	2,338	△33.0	1,657	△29.1
うち 15歳～ 29歳 (a)	2,693	1,287	△52.2	820	△36.3	547	△33.3	331	△39.5
65歳以上 (b)	566	770	36.0	1,060	37.7	1,381	30.3	1,275	△7.7
(a)／総数 若年者比率	24.7	17.9	-	15.6	-	13.0	-	10.1	-
(b)／総数 高齢者比率	5.2	10.7	-	20.2	-	32.9	-	39.1	-

表1－1（2）人口の将来展望

(単位：人、%)

	基準年	推計値			
		平成27年	令和2年	令和7年	令和12年
人口ビジョン	3,258	2,938	2,693	2,468	2,270
増減人数	-	△320	△245	△225	△198
増減割合	-	△10	△8	△8	△8

(単位：人)

	実績			推計
	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年
人口総数	3,679	3,258	2,987	2,693
0～14歳	404	324	286	256
15～64歳	1,897	1,646	1,467	1,259
65歳以上	1,378	1,288	1,234	1,178

(住民基本台帳)

イ．産業の推移と動向

平成27年国勢調査による産業3部門就業者比率は、第一次産業39.4%、第二次産業14.9%、第三次産業45.7%となっており、第三次産業の比率が高い就業構造となっている。

また、昭和35年から平成22年までの50年間の第三次産業就業者数の増加率は24.7%、昭和40年から平成27年までの50年間は17.2%と第三次産業の割合が一貫して増加を続けている。

第一次産業の農業・漁業についても39.4%と高い比率を占めており、北海道平均の7.4%、全国平均の4.0%と比較すると第一次産業の比率が極めて高い就業構造となっている。

しかし、昭和35年から平成22年までの50年間の第一次産業就業者数の減少率は76.0%、昭和40年から平成27年までの50年間は70.0%と減少の割合は少なくなってきたものの、今後も減少傾向にある。

表1－1（3）産業別人口の推移（国勢調査）

(単位：人、%)

	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	5,207	3,347	△35.7	2,906	△13.2	2,086	△28.2	1,643	△21.2
第1次産業	2,981	1,332		1,151		807		647	
就業人口比率	57.2	39.8	△30.4	39.6	△0.5	38.7	△2.3	39.4	1.8
第二次産業	1,143	937		725		353		245	
就業人口比率	22.0	28.0	27.3	24.9	△11.1	16.9	△32.1	14.9	△11.8
第三次産業	1,083	1,076		1,030		924		751	
就業人口比率	20.8	32.1	54.3	35.4	10.3	44.3	25.1	45.7	3.2

(3) 行財政の状況

ア. 行財政の状況

歳入は地方交付税に頼るところが大きく、近年の地方交付税の減少に加え、過去の大型事業に伴う公債費の肥大化により、実質公債費比率が高く財政は厳しい状況にある。

今後は、新たな行政課題や住民ニーズに対応し、地域づくりのための各種事務事業を計画的に実施するとともに、新たな起債発行額の抑制や新規地方債の計画的な発行による公債費負担の適正化を図り、効率的な行政組織の確立や行政サービスの見直し等、財政の適正な運営に努める必要がある。

表1－2（1）市町村財政の状況 (単位：千円)

区分	平成22年度	平成27年度	令和元年度
歳入総額 A	4,315,956	5,510,719	4,467,830
一般財源	3,088,989	2,964,018	2,791,880
国庫支出金	340,177	766,380	318,290
都道府県支出金	252,664	442,332	385,724
地方債	270,722	1,041,158	191,262
うち過疎対策事業債	31,300	845,800	118,700
その他	363,404	296,831	780,674
歳出総額 B	4,087,126	5,269,181	4,460,238
義務的経費	1,694,123	1,443,586	1,984,221
投資的経費	411,502	1,861,947	651,244
うち普通建設事業	375,909	1,625,570	651,201
その他	1,981,501	1,963,648	1,824,773
過疎対策事業費	107,100	1,166,590	201,886
歳入歳出差引額 C (A-B)	228,830	241,538	7,592
翌年度へ繰越すべき財源 D	25,300	27,937	0
実質収支 C-D	203,530	213,601	7,592
財政力指数	0.144	0.129	0.16
公債費負担比率	21.7	16.3	31.7
実質公債費比率	16.5	7.4	11.4
起債制限比率	8.0	2.2	7.2
経常収支比率	77.2	75.8	86.2
将来負担比率	29.8	—	—
地方債現在高	5,039,438	4,655,858	4,709,708

イ. 施設整備水準等の状況

① 道路

道路は、住民生活や産業活動に欠かせない社会基盤であり、これまで主要な事業として位置付け、計画的に整備を行ってきたところである。令和元年度末の改良率は62.2%であるが、舗装率は56.1%に止まっている。

② 水道・下水道

簡易水道は、計画的な整備が進められ、良質な水道水が提供されており、令和元年度末の水道普及率は98.9%となっている。

市街地区の下水道については、計画的な整備が進められ、平成17年に供用開始し、平成30年度で整備を完了し、今後はストックマネジメント計画により維持・管理を行う。

③ 病院・診療所

病院・診療所数は、公的医療機関と民間医療機関が2ヶ所、また、町立の歯科診療所は2ヶ所となっている。

表1－2（2）主要公共施設等の整備状況

区分	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和元 年度末
市町村道（m）	151,158	161,505	211,892	219,742	220,298
改良率（%）	29.3	36.4	56.5	60.2	62.2
舗装率（%）	10.2	32.1	50.7	55.6	56.1
農道					
延長（m）	—	—	—	—	—
耕地1ha当たりの農道延長（m）	8.9	13.6	7.4	—	—
林道					
延長（m）	—	—	—	1,560	6,560
林野1ha当たり林道延長（m）	—	—	—	—	—
水道普及率（%）	86.6	93.2	98.0	98.5	98.9
水洗化率（%）	(1.6)	1.2	31.6	44.2	80.4
人口千人当たり病院・診療所の病床数（床）	0.3	0.4	0	0	0

（4）地域の持続的発展の基本指針

若年層を中心とする人口の流出、高齢化の急速な進行、基幹産業の低迷、購買力等の流出に伴う商工業の停滞など、また、地域産業を支える担い手不足など数多くの課題を抱えているが、一方で観光関連施設として「とままえ温泉ふわっと」を核としたシーフロントパークとままえ整備施設や風力発電施設等、自然環境を活用した体験型観光メニューの創造や風力発電を活用した新たなエネルギーの活用といった地域の活性化に向けた大きな潜在力と可能性を秘めている。

今後の過疎地域対策は、苫前町総合振興計画における将来像及び基本方針を共通の柱とし、ふるさとの誇りと希望を育み、一人一人が生き生きと輝きながらチャレンジする力をつけるまちの実現に努める。

また、基本方針の決定については、地域住民の意向の把握に努めるとともに、施策の実施に対する住民の積極的な参加を図るものとする。

○将来のまちづくり像

「いつまでも暮らしていける苫前に！」

○基本方針

ア. 誰もが健康で生きがいをもって暮らせるまちをつくる

(生活環境基盤、健康・福祉)

住み慣れた地域のなかで、高齢者、障がい者、子どもをはじめすべての町民が健康で豊かな暮らししができるよう、互いに助け合い、支え合う福祉のまちづくりを進める。

家庭の大切さや地域の中での支え合いを基本にしながら、安心して子どもを育てることができるよう、子育てに係る親の精神的、経済的負担の軽減を図り、仕事と育児が両立できる多様な子育て支援を充実させる。

心も体も健康で元気に長生きすることができるよう、ライフステージに応じた健康づくり事業や保健サービスの推進を図る。また、医療ニーズの高度化や救急医療ニーズの増大に対応するため、医療機関と連携し、地域医療体制を充実させる。

急速に社会の高齢化が進展するなかで、高齢者が生きがいをもって健康で長生きできるよう、介護予防のための運動機能低下を防止する事業や健康増進事業、生きがいづくりの充実などに取り組む。また、介護が必要な高齢者にきめ細やかなサービスが提供できるよう、在宅介護サービスの向上と介護施設の充実に取り組む。

障がいのある人が、社会の一員として地域で暮らすことができるよう、相談支援や障がいに応じた福祉サービスの拡充に取り組むとともに、社会参加や就労を支援する。

医療保険制度や介護保険制度の健全な運営を図るほか、公的年金（国民年金）制度の正しい理解を促し、また、生活に困窮している町民への適切な支援に努める。

イ. 町民が主体となったにぎわいのまちをつくる（教育・文化、コミュニティ）

21世紀は「人権の世紀」といわれ、時代の潮流として人権文化の構築が求められている。町民一人一人が尊重されるよう、人権尊重についての理解を深める。男女の平等はさまざまな法律や制度で保障されているが、性別による役割分担意識のは正や、ワーク・ライフ・バランスの実践に向け、取り組みを進める。

町民と行政の協働のまちづくりに向けては、情報の提供や共有に努め、町民がまちづくりに参画しやすい環境を整えるとともに町民と行政の意識改革やそれぞれの役割分担を明確にした上で、協働関係を築く。

健康づくりや生きがいを求める意識が高まるなか、生涯学習やスポーツ活動が活発に展開されるよう仕組みづくりや環境整備を行い、活動が継続的に行われるよう支援する。また、文化・芸術は人生を豊かにすることから、さまざまな文化・芸術に親しむ機会や場の提供に努めるとともに、豊かな地域文化や芸術をはぐくむ活動を支援する。

外国籍住民の活動と定住化が進むなか、お互いの考え方や文化・習慣を尊重しあう多文化共生社会を構築する。また、町民一人一人が広い視野を持ち、国内・国外を問わず、積極的な交流活動を行うことを支援する。

ウ. 安全・安心で快適な生活環境のまちをつくる（産業・生活環境・防災）

農業は、恵み豊かな自然を継承する役割を果たしてきた。農業従事者の高齢化や後継者不足など多くの課題もあるが、いのちと健康をはぐくむ重要な産業として安全でおいしい食の生産を基本に、集落の生産組織や担い手の育成に加え、労働力の確保に努め、安定的な生産体制の確立を図ると同時にスマート農業などの新しい技術の導入を推進する。また、農産物や加工品のブランド化等、さまざまな取り組みにより魅力ある農業振興を図り、活性化に努める。

林業については、森林の持つ多様な機能を維持するため、公益性を重視した森林づくりを推進するとともに、良質な森林の育成と林業経営の安定化に努め、地域の特性を活かした森林の多目的利用を促進する。

漁業については、水産資源の持続的な利用と効率的かつ安定的な漁業経営の確立を図るために、地域特性にあった資源管理型漁業の推進と漁港の整備を進めるとともに、ＩＣＴ等を取り入れたスマート水産業の導入を検討し、担い手の育成や労働力の確保など、漁業経営の改善に向け支援充実を図る。

商業については、後継者不足による廃業などにより買い物等の利便性に配慮した対応が求められており、地域コミュニティづくりと結びつけた活気ある商業を育てるとともに苦前ブランド・6次産業化を確立するため、苦前の付加価値を最大限活用し生産者、事業者の取り組みを支援する。工業については、既存企業の経営の安定化のための条件を整備し活性化に努め、職住近接を目指した新たな人口増加の受け皿とともに雇用の場を創出する産業集積を進め、企業誘致を図る。観光については、故郷とまさえの良さを再認識するための観光資源の整備発信に努め、インバウンドを含めた交流人口及び観光客の誘致促進に努める。

町民が安心して働くことができる、やりがいのある就労の場を確保するとともに、日常の暮らしを支える生活サービスを提供できるよう、コミュニティビジネスへの支援を図る。

道路網は、広域的な幹線道路の整備を促進し、町道については計画的な整備と維持管理を行うとともに長寿命化を図る。町民の足である公共交通は、バス利用者の促進とバス路線の充実に取り組むとともに、町民の暮らしを支える公共交通の確保に努める。

地域の情報化にあたっては超高速ブロードバンド基盤を整備し、地域間の情報格差の是正と地域の活性化を図る。

町民の誰もが快適さを実感できるよう、生活環境の基礎的な条件である、地域の特性に応じた下水処理システムの普及拡大と水道水の安定供給を図るとともに、宅地造成に必要な用地の確保と長寿命化計画に伴う公営住宅の整備を促進する。

地球環境問題への理解を深め、町民と行政が連携を図りながら省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの利用と活用を進め、風力発電事業については、発電電力の有効活用を含めた環境を重視したまちづくりに努める。

日常の安全・安心を確保するため、交通安全対策の推進や地域ぐるみでの防犯体制を構築し、消防・救急体制の強化、火災の予防活動等を推進する。

また、大規模な災害に備えて、災害に強いまちづくりを推進するとともに、災害発生時に生命や財産を守ることができるよう、地域防災力の向上、要配慮者の

支援など、総合的な防災体制の充実を図る。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

ア. 人口に関する目標

令和3年3月に策定の「第2期苦前町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の人口ビジョン「将来の人口展望」において将来人口推計では令和7年には2,693人(平成27年比8%減)としており、将来目標人口を2,800人と設定し、各種取組の成果により目標人口の達成をめざす。

イ. 地域の持続的発展のための基本となる目標

評価指標	基準値	目標値
子育て世帯の転入数	5世帯	25世帯(累計)
1次産業の新規就業者数	農業0人・漁業2人	農業1人・漁業2人
起業・創業・事業継承支援者数	17件	20件
観光施設入り込み数	193,812人	200,000人
光ファイバー通信可能地区	6地区	17地区
年間出生数	17人	85人(累計)

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画を推進していくため、毎年度行っている事務事業評価や総合戦略などの進捗管理により、P D C Aサイクルに基づき進捗状況や効果検証を行う。

計画事業について適切に評価し、その結果に基づき施策や事業の効果を検証し、計画の達成状況を評価する。

(7) 計画期間

計画の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

人口減少や少子高齢化の進行などによる社会構造や町民ニーズが変化していることに加え、公共施設の老朽化による施設の大量更新時代の到来と義務的経費の増大などによる財政状況の悪化見通し等、公共施設を取り巻く環境について、抜本的な見直しが必要である。保有する公共施設を効果的・効率的に活用し、必要な行政サービスを持続的に提供し続けられるよう、経営的視点に基づく取組が必要不可欠であり、貴重な経営資源である公共施設を最大限に有効活用することを目指し平成28年12月に「苦前町公共施設等総合管理計画」を策定し、①公共施設の総資産量の適正化、②公共施設の長寿命化の推進、③地域（民間）活力の導入の3つを基本的な方針とし、公共施設の管理運営、整備に当たっては整合性を図りながら過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

ア. 移住・定住

国勢調査による人口は昭和35年の10,898人がピークで、その後昭和40年には9,629人となり、昭和40年から平成27年までの50年間の減少率は66.1%となっている。近年10年間の推移を見ても平成17年から平成27年の間で2.3%の減少となっており、今後も全町各地域において減少傾向は続くと見込まれる。

このような人口減少は、産業や福祉、生活環境全般において影響を及ぼすため、本町への強い想いを寄せてくれる関係人口の創出、その上で、「都市と農漁村の融合」、「職住近接」、「教育・子育ての充実」など本町の魅力を子育て世代を中心に効果的に訴求し、移住者やUターン者の増加を図るために対策が必要である。

イ. 地域間交流の促進・人材育成

これまで、地域のコミュニティ機能を担ってきた町内会等の組織は、価値観の多様化や少子高齢化の進展により、加入率の低下、コミュニティ活動の停滞、また、担い手不足などの問題が生じてきている。

一方、地域のコミュニティは、地域の防災対応力に密接な関係を持つものであり、これまで以上に地域のつながりの必要性が求められている。

地域の活性化は、今後のまちづくりには必要不可欠であり、町内会活動を通じてコミュニティの促進に努めるとともに、地域間交流を積極的に推進する。

(2) その対策

ア. 移住・定住

- ① 移住定住支援等移住定住促進事業の継続
- ② スポーツの活性化と関係人口の創出・拡大
- ③ 歴史・文化遺産を活用した関係人口の創出・拡大

イ. 地域間交流の促進・人材育成

- ① 市街地のにぎわい創出支援
- ② 友好都市・ふるさと会との交流促進
- ③ 地域おこし協力隊の任用と活用

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・ 地域間交流の 促進、人材育成	(4) 過疎地或持続 的発展特別事業 移住・定住	定住促進空家活用事業 (事業内容) 定住促進に資する空き家 の購入・改修等に要する経費の一部 を助成する	町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		<p>(事業の必要性、見込まれる効果) 空き家の流動化を促進し、本町人口の増加と地域経済の活性化を図る</p> <p>安心快適住まいづくり促進事業 (事業内容) 住宅の新築・改修・除却に係る費用の一部を助成する</p> <p>(事業の必要性、見込まれる事業効果) 住環境整備は地域課題に対応した多様な住宅・宅地施策が必要であり、快適な生活を可能とする住環境性能向上、人口減少対策・定住促進を図る</p>	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

苦前町公共施設等総合管理計画の基本的な方針に基づき、各個別計画との整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

3. 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア. 農業

本町の農業は、基幹産業として住民の生活に根付いており、自然環境の保全、地域社会の維持などの役割を担っている。しかし、昨今の新型コロナウイルス感染症拡大による、外食産業の縮小やインバウンド需要の減少により農産物価格の低迷など、農業をめぐる環境は厳しさを増している。加えて本町の農家戸数については、年々減少傾向にあり、これまで離農跡地を担い手農家や農業法人が集約し、農家戸数に反比例して1経営体の規模は拡大している状況であることから、1戸の農業者における負担が増加し、労働力確保が困難となることが予想される。

これらの課題解決に向け、労働力の低減を目的としたスマート農業を導入し、5年後、10年後、さらにその先を見据えた持続可能な本町農業の推進のため、今後の農地のあり方を含め、新規参入者確保のための各種助成制度の拡充等に向け「苦前町担い手対策協議会」の設立について検討している。

一方、地産地消、環境に配慮した農業など、食の安全・安心を求める消費者ニーズに対し、質の高い農産物が求められていることから、「YES!clean」や「特別栽培」等に積極的に取り組むことにより、栽培技術の向上と、貯蔵・集出荷などの流通体系の整備に取り組む。

農家戸数の推移 (単位：戸)

区分	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
農家戸数	136	135	133	128	124	121

資料：苦前町調べ

耕地面積の推移 (単位：ha)

区分	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
田(a)	1,470	1,370	1,370	1,370	1,370	1,430
畠(b)	1,680	756	771	1,606	1,588	1,670
普通畠	690	531	539	526	532	595
樹園地	0	0	0	0	0	0
牧草地	990	225	232	1,080	1,056	1,075
計(a+b)	3,150	2,126	2,141	2,976	2,958	3,100

資料：苦前町調べ

農業生産額の推移 (単位：千万円)

区分	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
耕種	174	164	183	187	188	191
畜産	75	90	92	96	99	115
計	243	254	275	283	287	306

資料：苦前町調べ

家畜飼養頭数の推移 (単位：戸、頭)

区分	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
乳牛	23	22	21	19	18	17
頭数	1,738	1,780	1,831	1,841	1,923	2,060

資料：苦前町調べ

イ. 林業

当町の森林は町域の85%を占め、貴重な森林資源を有している。

森林は木材生産機能を有するとともに、水源かん養、国土や自然環境の保全などの多様な公益的機能を有している。そのため、森林の公益的機能の啓発に努めるとともに、森林の健全な育成と林業の活性化に取り組む必要がある。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、外出自粛やりモートワークの普及による巣ごもり需要の増、住宅ローンの低金利政策によるアメリカでの住宅バブルに端を発し、輸入材の供給不足が発生、国産材を含む建築用資材の供給が不安定となり木材価格が高騰している、いわゆるウッドショックといわれる状況である。このことから、今後一般民有林においては間伐などの施業を計画的に推進するため、令和4年3月を予定している森林認証の取得など関係団体と連携を密にし、一体的に事業に取り組んでいく必要がある。

また、山村地域の過疎化及び高齢化などの社会情勢の変化により私有林及び町有林の造林に努めてきたところであるが、令和3年度より新たに森林環境譲与税を財源とした苦前町私有林等整備事業補助金を創設し、今まで採算が合わず手つかずとなっていた私有林についても計画的な森林施業の活性化を推進する。今後も森林環

境譲与税や各種事業の活用による私有林の森林整備に対する支援や町有林の育成を継続的に実施し、森林の育成による森林機能の活性化や森林資源の充実を図る必要があるとともに、事業を展開するための担い手の確保・育成が必要となっている。

森林面積の状況						(単位: h a)
区分	国有林	道有林	町有林	私有林	計	
森林面積	30,840	949	831	5,774	38,394	

資料：平成30年度北海道林業統計

ウ. 漁業

本町の水産業は沿岸漁業を主としており、カレイ・タコ・ウニ・ナマコ、更には沖合漁業のエビ、海面養殖業のホタテなど、四季折々の漁獲がある。今後も、漁場環境の保全や水産資源の適正管理と資源の維持・増大に努め、漁業の振興を図っていく必要がある。

近年、漁業就業者については高齢化や労働力不足が顕著である。このことから、労働力として外国人技能実習生の住環境等の受入体制を支援するとともに、ＩＣＴ等のスマート水産業により生産活動の省力化や操業の効率化、漁獲物の高付加価値化、更には就労環境の改善により、生産性を向上させ、漁業をさらに魅力ある産業にする必要がある。また、担い手対策として令和3年度より担い手の育成や新規漁業者の着業を奨励するため、新規漁業就業者支援事業助成制度を創設している。担い手の育成、新規漁業就業者の増加、繁忙期における労働力の確保に向けた取り組みを推進し、漁業者、漁業協同組合の安定した経営基盤の強化、ひいては持続可能な漁業へと展開する必要がある。

水産加工業は、主原料となるタコやニシンの漁獲の低迷や海外からの低価格製品の流入等、取り巻く環境が厳しさを増すなかで、原料の安定確保や消費者ニーズに対応した製品開発に努めているほか、食品衛生管理対策の充実が求められている。

第3種漁港の苦前漁港においては、次期特定漁港漁場整備事業計画策定に向か、ホタテ養殖岸壁の排水対策やホタテ作業所・荷捌所の老朽化、資源減少によるつくり育てる漁業への展開など様々な問題や課題について国と協議している。こういった諸問題や課題を解決する計画にすることが重要であり、地元の声を反映させるため、町独自で漁港将来ビジョンを策定し、衛生管理や生産性の向上を図るためにホタテ養殖岸壁の沖合展開や荷捌所の再編整備、既存施設の畜養殖施設への機能再編等、包括的に検討し漁港地域の活性化につなげていく必要がある。また、第1種漁港の力昼夜漁港については、施設の老朽化対策や、現在整備が進められている外防波堤延伸工事の早期完成により港内の静穏度を高め本町としても漁港の機能確保について努めていく。

漁家経営体数の推移							(単位: 経営体)
区分	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	
経営体数	55	54	57	54	54	56	

資料：港勢調査

漁獲量と漁獲高の推移

(単位：t、百万円)

平成26年		平成27年		平成28年		平成29年		平成30年		令和元年	
数量	金額										
4,897	1,799	5,211	2,079	5,685	2,303	4,971	2,186	5,142	2,308	4,792	1,865

資料：港勢調査

工. 商業

商業は、近隣市町における沿道型の大型商業施設の立地が進み消費の流出が拡大し、小売業の動向は、店舗数、従業員数及び年間商品販売額ともに減少しており、商店経営者の高齢化や景気の低迷なども加わり、古くからの個人商店を中心とした小規模店舗は大変厳しい状況にある。

地域にある小売店舗は、地域住民にとって日常生活やコミュニティ形成において大きな役割を果たしており、今後の高齢化社会にとって、ますます重要性が高まっている。

今後は、既存商店の廃業に伴う生活・買い物弱者対策に傾注しつつ、地域特性を活かした他地域との差別化、魅力ある商店街の形成など、購買力の向上への取り組みや農業・漁業・商工業の連携により農水産物をさまざまに加工し、付加価値を付けて販売まで行えるよう、農商工連携を含めた6次産業化の推進に努めるとともに、近隣市町村との連携により地域資源を活用した新たな商品の開発や観光施設や各種イベント、インターネット等を活用した特産品PRや販路拡大に向けた取り組みが重要となっている。

商業の状況

(単位：人、万円)

事業所数		従業員数		販売額	
卸売業	小売業	卸売業	小売業	卸売業	小売業
4	23	12	78	37,600	84,400

資料：平成28年経済センサス活動調査

才. 鉱工業

工業については、町内には食料品（水産加工業）や木材・木製品等を生産する事業所が立地し、貴重な雇用の場となっているとともに、地域経済を支える主要な産業となっているが、景気の低迷により事業所数は横ばいで推移しているものの製造業出荷額は減少傾向にある。

今後も地場産品の付加価値向上に向けた製造業の育成強化に努めるとともに、企業の誘致に向けた積極的な働きかけが必要となっている。

鉱工業の状況

(単位：人、万円)

事業所数	従業員数	出荷額
5	67	101,031

資料：平成30年工業統計調査

力. 観光レクリエーション

観光は、宿泊、運輸、飲食・小売、その他のサービス業、更には製造業や農林水産業など幅広い産業に波及する裾野の広い総合産業として、本町の経済を支えており町民と行政が一体となって、観光振興に取り組んでいる。

風力発電や温泉宿泊施設「とままえ温泉ふわっと」を拠点とした交流促進ゾーンの推進が図られ四季を通じた多彩なイベントが開催されているが、観光客の満足度を高め地域に波及効果がもたらされる質の高い滞在型観光メニューの充実が求められている。また、自然や歴史、文化、食など本町の優れた資源をさらに磨き上げ新たな魅力を付加していくことにより、苦前ブランドを確立し発信していくことが求められている。

さらに観光宣伝や観光案内については、あらゆる機会を通じて誘致宣伝に努めるとともに、町民のおもてなし意識の高揚を図り、周辺地域と連携した新たな観光資源の発掘やインバウンドを含めた交流人口及び観光客の誘致促進に努めていく必要がある。

観光客入込み客数の推移

(単位：千人、%)

区分	入込総数	日帰客	宿泊客	日帰客率	宿泊客率
平成26年	144	129	15	90	10
平成27年	136	120	16	88	12
平成28年	137	120	17	88	12
平成29年	133	116	17	87	13
平成30年	134	118	16	88	12
令和元年	133	116	17	87	13

資料：観光入込客数調査

(2) その対策

ア. 農業

- ① 魅力ある産地づくりの推進
- ② スマート農業の推進
- ③ 農業生産基盤の整備
- ④ 生産法人・団体の育成・支援
- ⑤ 担い手の育成及び労働力の確保
- ⑥ クリーン農業の推進
- ⑦ 町営牧場の効率的な管理運営

イ. 林業

- ① 森林の健全な育成
- ② 林業経営の安定化(合理化)及び担い手の確保
- ③ 森林環境譲与税事業の推進

ウ. 漁業

- ① 安定した漁業経営の確立

- ② つくり育てる漁業の推進
- ③ 漁港・漁場・漁業関連施設の整備
- ④ 地産地消の推進と販路の拡大
- ⑤ 担い手の育成と労働力の確保
- ⑥ スマート水産業の推進

工. 商業及び鉱工業

- ① 商業・鉱工業関連施策の充実
- ② 苦前ブランド・6次産業化の確立
- ③ 企業誘致支援の充実

オ. 観光レクリエーション

- ① 苦前町観光ビジョンの推進
- ② 特色あるイベントの推進
- ③ 観光環境と観光振興体制の整備
- ④ 周辺地域と連携した観光資源の発掘

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施 策 区 分	事 業 名 (施 設 名)	事 業 内 容	事業主体	備 考
2 産業の振興	(1) 基盤整備 農 業 水産業 (2) 渔港施設 (9) 観光又はレ クリエーション	<p>道営農業農村整備事業 三溪ダム ダム 1ヶ所</p> <p>水産環境整備事業 苦前沖合 ミズダコ産卵礁</p> <p>水産環境整備事業 苦前沖合 魚礁</p> <p>水産環境整備事業</p> <p>苦前漁港特定漁港漁場整備事業</p> <p>力昼夜漁港農山村漁村地域整備事業</p> <p>新日本海地域交流センター改修事業</p> <p>新日本海地域交流センター大規模改修 事業 (事業内容) 老朽化した施設や設備を 改修する (事業の必要性) 機械設備の更新時期が 到来していること及び施設機能の改善 (見込まれる事業効果) 安定した施設 運営、利用客の増加</p>	道 道 道 道 国 道 町 町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	<p>ななかまどの館改修事業</p> <p>夕陽ヶ丘観光施設修繕事業 オートキャンプ場、ホワイトビーチ等</p> <p>公園整備事業 (事業内容) 老朽化した苦前町福祉センターを解体し、跡地に公園を整備する (事業の必要性) 市街中心部に生じる遊休地の有効活用 (見込まれる事業効果) 地域コミュニティの促進等に資する</p> <p>熊モニュメント改修事業 (事業内容) 苦前町役場前に設置している大型モニュメントを更新する (事業の必要性) 老朽化が著しく安全性や景観の面から更新が必要 (見込まれる事業効果) 町のイメージアップに資する</p> <p>(10)過疎地或持続的発展特別事業 第1次産業</p> <p>一次産業就労支援共同住宅建設補助金 (事業内容) 一次産業従事者が入居する共同住宅を建設する事業主に助成する (事業の必要性) 不足する労働力の確保が必要である (見込まれる事業効果) 労働力不足が解消し産業の活性化が見込まれる</p> <p>商工業・6次産業化</p> <p>苦前町商工会運営費補助 (事業内容) 苦前町商工会の運営費を補助する (事業の必要性) 近隣市町との地域間競争や大型商業施設の進出により購買力が流出していることなどから商工業者育成のため商工会の運営を支援する必要がある (見込まれる事業効果) 魅力のある商店街の形成や購買力の向上への取り組み強化が図られる</p> <p>プレミアム地域振興券発行事業 (事業内容) 町民の生活支援と地元購買力の確保を図るためにプレミアム地域振興券を発行する (事業の必要性) 地域内での経済循環により、コミュニティ形成の核となる商</p>	町 町 町 町 町 町 町 町		

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	<p>工業者の事業継続に必要である (見込まれる事業効果) 消費の流出を 防ぎ、商工事業者の活性化、地域コミュニティの維持が図られる</p> <p>苦前ブランド・6次産業化チャレンジ 支援事業 (事業内容) 農・漁業者及び中小企業者 の経営安定、経営力の向上による基幹 産業の活性化を図るため、販路拡大、加 工品開発等に要する経費を助成する</p> <p>観光 イベント開催費助成 (事業内容) 風車まつり、凧あげ大会、ふ るさと祭り等の開催に対し助成する (事業の必要性) 交流人口増加対策とし て各種イベントを開催する必要がある (見込まれる事業効果) 新しい観光資 源の開発や関連産業との連携など地 域の活性化が図られる</p> <p>その他 若年者雇用創出助成事業 (事業内容) 若年者の雇用及び定住促 進と町内企業の採用意欲の高揚を目的 に事業主に助成する (事業の必要性) 停滞する各産業の活性 化及び労働力の確保が必要であるため (見込まれる事業効果) 労働力確保及 び各産業活性化が見込まれる</p>		町	

(4) 産業振興促進事項

ア. 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
苦前町全域	製造業、旅館業、農林水産物等 販売業、情報サービス業等	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

イ. 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)その対策及び(3)計画のとおり

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

苦前町公共施設等総合管理計画の基本的な方針に基づき、各個別計画との整合性
を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

4. 地域における情報化

(1) 現況と問題点

当町では平成23年7月にデジタル放送への完全移行を受け、難視聴地域である山間部に既存の共同受信施設を整備し、デジタル放送へ円滑に移行できるよう進めてきた。

近年の情報通信技術の進歩により携帯電話やインターネットが普及、多くの住民が利用している状況であるが、データ通信手段や災害・緊急時の通信手段として、住民の生活に必要不可欠なものとなっている。現在、携帯電話サービスは町内のはば全域で利用できるものの、通信速度の速い回路についてはまだカバーされていないのが現状である。また、インターネット回線は市街地において苦前・古丹別市街については光回線でのサービスが提供されており、その他の地域についても光回線の整備が進められ全域でのサービス提供が予定されている。

また、本町は海岸線と各河川沿いに集落が分散し形成されていることから、災害時や緊急時の連絡などに効果が発揮される防災行政用無線施設の整備を進めたが、防災無線の利用できない地域も存在しているのが現状である。

さらには、情報化の進展に伴い行政の情報化による住民サービスの向上や過疎地域のニーズに対応した情報通信基盤を整備するとともに、医療・教育等公共サービスの確保（遠隔医療等）、高齢者の安否確認・生活情報伝達サービスの提供、場所にとらわれない就業や起業を可能とする取組（テレワーク等）、ICTを活用した特産品の販売といった情報通信基盤の利活用や地域がその実情に応じた形でICTを最大限に利活用していけるような取組も求められている。

(2) その対策

- ① 光回線を含めた地域公共ネットワークの整備
- ② テレビジョン放送等難視聴解消のための施設整備
- ③ 通信用鉄塔施設の整備
- ④ 防災行政無線の整備

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設 テレビジョン放送等難視聴解消のための施設 その他の情報化のための施設	地上デジタルテレビ放送共聴施設大規模改修費補助事業 高度無線環境整備推進事業	力屋地区テレビ共聴組合 東日本電信電話(株)	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

苦前町公共施設等総合管理計画の基本的な方針に基づき、各個別計画との整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

5. 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア. 道路

国道2路線が都市活動を円滑にするために欠かせない幹線道路であり、これに接続する道道8路線も生活には欠かせない道路であるが、冬期間の除雪体制のあり方や生活関連道路・交通安全整備が必要である。

現在整備が続いている国道239号霧立防災事業と国道232号強靭化（防災・交通安全等）対策事業は、早期完成に向けた整備を促進している。

生活道路は地域住民が日常生活を送る上で重要な役割を果たしていることから、老朽化対策も含め客観的に状況を把握した上で安全で快適な道路環境の維持に努めていく必要がある。

今後は新規整備のみならず、現道の損傷や劣化等の状況を踏まえながら、それを将来にわたって把握することによる費用対効果の高い維持管理が求められている。

道路現況

(単位:m、%)

区分	路線名	実延長	改良済		舗装済		橋りょう		
			延長	改良率	延長	舗装率	永久橋	木橋	計
国道	一般国道232号線	16,375	16,375	100.0	16,375	100.0	10	-	10
	〃 239号線	45,976	45,976	100.0	45,976	100.0	27	-	27
	小計(2路線)	62,351	62,351	100.0	62,351	100.0	37	-	37
道道	苦前小平線	18,734	17,386	92.8	17,386	92.8	13	-	13
	羽幌古丹別停車場線	7,434	7,434	100.0	7,434	100.0	4	-	4
	苦前停車場線	550	550	100.0	550	100.0	-	-	-
	苦前港線	750	750	100.0	750	100.0	-	-	-
	霧立小平線	5,883	5,883	100.0	5,883	100.0	4	-	4
	上遠別霧立線	1,890	1,890	100.0	59	3.1	1	-	1
	力辱九重線	7,072	7,072	100.0	7,072	100.0	-	-	-
	小川古丹別線	9,120	8,720	95.6	8,720	95.6	2	-	2
町道	小計(8路線)	51,433	49,685	96.6	47,854	93.0	24	-	24
	1級(17路線)	26,877	20,300	75.5	20,298	75.5	9	-	9
	2級(24路線)	40,571	23,900	58.9	25,492	62.8	14	-	14
	その他(203路線)	152,850	92,887	60.8	77,868	50.9	30	-	30
	小計(244路線)	220,298	137,087	62.2	123,658	56.1	53	-	53
合計(254路線)		334,082	249,123	74.6	233,863	70.0	114	-	114

資料：道路現況調書（令和2年3月31日現在）

イ. 交通

当町では昭和62年3月に住民の交通手段として利用されてきた国鉄羽幌線が廃止され、それ以降生活路線バスを運行しており、通学や通院、買い物等において重要な役割を果たしている。しかし、人口減少と自動車の普及により輸送需要が大きく減少し、公共交通機関の経営状況は非常に厳しい状況であるが、生活路線バス事業者への経営支援を行うことで路線が維持されている。

公共交通機関は高齢者などの交通弱者にとって日常生活に欠かせない交通手段となっているが、高齢化の進展や社会構造の変化など将来需要に対応した利便性の高いものが望まれていることから、住民のニーズに沿うような身近な交通手段の確保が求められている。

(2) その対策

ア. 道路

- ① 国道・道道の整備及び安全対策
- ② 町道の整備・維持管理の充実
- ③ 広域道路網の整備・維持管理の充実

イ. 交通

- ① 公共交通機関の充実と環境整備

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施 策 区 分	事 業 名 (施 設 名)	事 業 内 容	事業主体	備 考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道 道 路	旭長島線（交通安全・歩道新設） L = 1,600m、W = 2.5m 港団地通線（改良・舗装） L = 102m、W = 4.0m 夕陽ヶ丘線（改良・舗装） L = 120m、W = 8.0m～10.75m 橋りょう 道路メンテナンス事業鳴泉橋線（鳴泉橋） L = 27.3m、W = 8.7m 道路メンテナンス事業三渓橋線（三渓橋） L = 34.0m、W = 3.7m 道路メンテナンス事業（橋梁点検） 51橋 道路メンテナンス事業小川1号線（小川橋） L = 31.0m、W = 7.2m 道路メンテナンス事業南香川上平線（宮島橋） L = 12.9m、W = 6.5m 道路メンテナンス事業三渓川南線（佐武橋） L = 73.7m、W = 7.2m	町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	<p>(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通</p> <p>交通施設維持</p> <p>その他</p>	<p>道路メンテナンス事業三溪滝下線(清泉橋) $L = 10.4\text{m}$、$W = 4.5\text{m}$</p> <p>道路メンテナンス事業旭東線(旭東橋) $L = 6.3\text{m}$、$W = 4.8\text{m}$</p> <p>道路メンテナンス事業北長島8号線(間宮橋) $L = 13.4\text{m}$、$W = 4.6\text{m}$</p> <p>道路メンテナンス事業三溪滝下線(農水橋) $L = 43.4\text{m}$、$W = 6.7\text{m}$</p> <p>道路メンテナンス事業霧立2号線(山下橋) $L = 40.0\text{m}$、$W = 9.5\text{m}$</p> <p>生活路線バス等維持費補助 (事業内容) 路線バス維持のためバス事業者へ補助する (事業の必要性) バス輸送需要が大きく減少し、公共交通機関の経営状況が厳しい状況となっていることから経営支援を行う必要がある (見込まれる事業効果) バス路線が維持され通学や通院、買物等の交通手段の確保が図られる</p> <p>バス待合所管理業務 (事業内容) バス待合所(9ヶ所)の清掃除雪等維持管理を行う (事業の必要性) 悪天候時やバス接続までの待機場所として適正に維持管理する必要がある (見込まれる事業効果) 通学通院等のためのバス利用者の利便性とバス利用者の利便性とバス待機時の環境が向上する</p> <p>通学定期運賃補助 (事業内容) 高校生の通学定期運賃の一部を助成する (事業の必要性) 通学定期利用者増のため運賃の一部を助成する必要がある (見込まれる事業効果) 乗車率の向上により路線バス維持に貢献する</p>	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

苦前町公共施設等総合管理計画の基本的な方針に基づき、各個別計画との整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

6. 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア. 水道施設

安心かつ安全な水の安定供給のため、水源の確保や水道施設の適正な維持管理に努めてきたところであり、また災害時にも安定した水の供給を確保するため、老朽管の計画的な更新を実施し、有収率の向上や経営の健全化に努めてきたところである。

今後は、浄水場の耐震改修を考慮した計画的な施設や機器の整備を図りながら、水源の確保などを含めた効率性の良い水づくりとランニングコストの削減を目指すとともに、有収率の向上に努める必要がある。

イ. 下水道施設

現在の本町の生活排水処理は、公共下水道と個人設置型浄化槽の2つの方法で汚水を処理している。公共下水道は市街化区域を対象とし、苦前地区では平成17年に供用開始、古丹別地区では平成20年に供用開始、平成30年度に污水管整備を完了し今後はストックマネジメント業務において機能維持を前提とした計画的な改修を進めるとともに、接続率の向上対策を継続して取り組む必要がある。

また、公共下水道区域を除いた区域では公共水域の水質汚濁を防止するため、個人設置型浄化槽による生活排水処理の整備を推進する必要がある。

今後は、更なる下水道の普及や水洗化率の向上に努めるとともに、放流水の水質を安定的・永続的に確保するため、整備済み施設の損傷や劣化等の状況を踏まえながら、それを将来にわたって把握することによる費用対効果の高い維持管理が必要である。

ウ. 廃棄物処理施設

当町では羽幌町外2町村衛生施設組合においてし尿及びゴミの処理に努めてきたが、ゴミの収集量は増加傾向にあり、埋め立て処理場の許容量を超えているのが現状である。

今後は家庭ゴミの減量はもちろん、学校や地域での環境教育の実施、分別収集の徹底によるごみの減量化や資源ゴミのリサイクルによるゴミの排出量の削減が必要である。

し尿・浄化槽汚泥については、広域ミックス事業として羽幌浄化センターにより処理されている。

エ. 消防施設

近年は地球温暖化などの理由により、地震、大雨、台風等の自然災害が頻発、激甚化している傾向がみられる。

また、高度な救急処置を必要とする救急業務も年々増加しており、高齢化や社会情勢の変化に伴い、複雑かつ多様化する事故等に対応できる救急業務の高度化が必

要となっている。

今後は、災害対策や救急業務に向けた機能を適切に発揮するため、消防及び救急体制の強化・充実が求められているとともに、整備済み施設の損傷や劣化等の状況を踏まえながら、それを将来にわたって把握することによる費用対効果の高い維持管理が必要である。

オ. 公営住宅

公営住宅は、苫前地区に170戸（町営134戸、道営36戸）、古丹別地区に104戸、合計274戸を有し、住居の安定と居住水準の向上のため、住宅に困窮する世帯に対し低廉な家賃により賃貸している。公営住宅の整備は安心で快適な生活環境を確保し、住みよいまちづくりを目的として建替・改修を計画的に実施しているところである。しかし、社会情勢の変化や少子高齢化の進展により居住ニーズは多様化しており、様々なライフスタイルに対応した住宅の供給が必要となっている。

今後も、少子高齢化の進行や高齢単身等世帯規模の変化などの住宅需要の的確な把握に努め、入居者や入居希望者のニーズにあった住宅を供給することや地域性にあった住宅を供給することが求められている。特に現在入居している住宅ストックについては、良好な居住環境を維持するため、各団地の状況に応じて居住水準向上などの長寿命改善に取り組み、費用対効果の高い維持管理を実施していくことが必要である。

（2）その対策

ア. 水道施設

- ① 簡易水道施設・設備の維持・充実
- ② 安全で良質な水の確保

イ. 下水道施設

- ① 下水道施設・設備の長寿命化の推進
- ② 処理センターの維持管理の充実
- ③ 下水道区域外における生活排水処理の推進

ウ. 廃棄物処理施設

- ① 一般廃棄物・し尿の適正処理

エ. 消防施設

- ① 消防施設・設備の維持・充実
- ② 救急体制の維持・充実

オ. 公営住宅

- ① 公営住宅の整備及び維持管理の充実

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1) 水道施設 簡易水道	生活基盤近代化事業臨海配水池更新 浄水場改修 力昼夜水道管移設事業移設工事 L=450m 浄水場大規模改修工事	町	
	(2) 下水道処理施設 公共下水道	特定環境保全公共下水道事業 苦前下水浄化センター改築更新実施設計・工事（機械・電気） 処理場 3施設（新增設）	町	
	その他	合併処理浄化槽設置整備事業	町	
	(3) 廃棄物処理施設 ごみ処理施設	一般廃棄物処理施設整備事業 新廃棄物処理施設 堆肥化施設	羽幌町外2 町村衛生施設組合	
	その他	し尿等収集運搬車両更新 6,500L 1台 じん芥車両更新 4,300L 1台 資源分別車両更新 3,000L 1台	町	
	(5) 消防施設	消防古丹別支署庁舎耐震診断 消防古丹別支署庁舎の耐震診断の実施 消防古丹別支署庁舎耐震改修 消防古丹別支署庁舎の耐震診断結果に伴う耐震化のための改修	北留萌消防組合	
	(6) 公営住宅	町営住宅長寿命化事業 4団地 9棟 24戸	町	
	(7) 過疎地或持続的発展特別事業 生 活	一般廃棄物収集業務 (事業内容) 一般家庭等から排出される	町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
環境		<p>ゴミの収集業務を委託する (事業の必要性) 一般廃棄物について環境省の提言する「3R」の実現に向けた減量化等適正処理する必要がある (見込まれる事業効果) 家庭ゴミ排出時の分別が徹底され減量化が図られる</p> <p>一般廃棄物処理手数料収納業務 (事業内容) 指定ゴミ袋取扱店に対する手数料 (事業の必要性) 一般廃棄物について環境省の提言する「3R」の実現に向けた減量化等適正処理する必要がある (見込まれる事業効果) 家庭ゴミ排出時の分別が徹底され減量化が図られる</p> <p>世帯向け民間賃貸住宅建設支援事業 (事業内容) 住宅建設促進と人口減少の抑制を図るために、民間事業者等に対し賃貸住宅建設費用の一部を補助する (事業の必要性) 町営住宅の老朽化のため、町では長寿命化を図っているため、町内事業所等の民間活力による住宅建設を支援する必要がある (見込まれる事業効果) 町内事業所の活性化を図るとともに、人口減少の抑制を図ることができる</p> <p>花と緑のまちづくり活動支援事業 (事業内容) 町民と行政のパートナーシップにより緑化活動をおこなう団体へ植栽事業費の一部を補助する (事業の必要性、見込まれる事業効果) 景観美化及び地域コミュニティの形成、活動の推進を図り、より住みやすいまちづくりや定住の促進及び人口減少の歴止めにも資する</p>	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

苦前町公共施設等総合管理計画の基本的な方針に基づき、各個別計画との整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア. 子育て環境の確保

家庭や地域における子育て機能が低下するなか、安心して子どもを産み育てられるよう、子どもの成長過程に必要な子育て情報や学習機会の提供、相談体制の整備など、各家庭の子育てを支援していく必要がある。また、少子化対策を進めていくためにも子どもを育てやすい環境が求められている。

本町では地域子育て支援センターを中心に、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援に努めるとともに、高校修了までの医療費無償化や保育料の無償化を行い、子育て家庭の経済的負担の軽減を図っているところである。

今後は子育て支援センターを拠点とした子育てネットワークの形成、親の育児不安の解消に向けた支援体制の充実などの対策が求められているとともに、大人からの視点だけではなく、子ども達の視点に立った健やかにたくましく育つ環境づくりが求められている。また、働き方や生活スタイルの変化により、核家族化や共働き世帯が増加傾向にあり、子育てと仕事の両立を支援する必要がある。

イ. 高齢者等の保健・福祉

本町における令和3年4月1日現在の高齢者人口は1,229人で、高齢化率は41.9%である。今後も、全体の人口減少が見込まれるなかで高齢化率は緩やかに上昇するが、第8期苦前町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画では、令和7年には1,144人、42.6%になると推計されている。

今後も高齢化率の上昇が予想されるなか、高齢者のライフスタイル、生活意識やニーズ等はさらに多様化していくことが見込まれ、高齢者一人一人が豊富な経験や知識、技術を地域社会に活かすことができる環境づくり、互いに支え合い、助け合うことができる地域づくりを推進する必要がある。

さらには、介護や医療など何らかの支援を必要とする高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で個人の尊厳やその人らしい生き方が尊重され、自立して安心して生活していくことができるよう、高齢者の地域生活を支える「地域包括ケアシステム」を深化・推進する必要がある。

(2) その対策

ア. 子育て環境の確保

- ① 子育て環境・育児のためのコミュニティの充実
- ② 子育て支援サービスの充実
- ③ 母子保健・医療の充実

イ. 高齢者等の保健・福祉

- ① 介護予防・生活支援の充実
- ② 生きがい対策の充実
- ③ 介護保険サービスの提供

- ④ 高齢者福祉施設・設備の充実
- ⑤ 地域ケア体制の強化
- ⑥ 保健サービスの充実

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地或持続的発展特別事業 児童福祉	<p>社会福祉法人運営費補助 (事業内容) (社)苦前福祉会、(社)古丹別福祉会の安定した運営を図るために条例に基づき補助する (事業の必要性) 2法人は子どもの育児、保育事業を行っており安定運営のために補助する必要がある (見込まれる事業効果) 育児・保育環境の整備が図られる</p> <p>地域子育て支援センター運営事業補助 (事業内容) 地域子育て支援センター運営（2団体）に対し補助する (事業の必要性) 地域の子育て家庭において健全な育児・保育が期待されていることから運営費を補助する必要がある (見込まれる事業効果) 地域子育て家庭における期待に応えることができる</p> <p>放課後児童健全育成事業補助 (事業内容) 社会福祉法人に対し放課後児童クラブ活動運営費に対し補助する (事業の必要性) 共働き家庭の増加等により放課後や週末等児童の健全な育成を支援する必要がある (見込まれる事業効果) 児童の健全育成、労働力の確保により地域の活性化が図られる</p> <p>認定こども園施設型給付費事業 (事業内容) 認定こども園2ヶ所に対し運営を委託する (事業の必要性) 共働き家庭の増加等により認定こども園運営は必要不可欠である (見込まれる事業効果) 育児・保育環境の整備が図られる</p> <p>留萌中部地域子ども発達支援センター運営事業</p>	町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		<p>(事業内容) 留萌中部3町村による広域子ども発達支援センターの運営費に対し補助する</p> <p>(事業の必要性) 広域による子ども発達支援センター運営のため補助する必要がある</p> <p>(見込まれる事業効果) 発達障がいのある子どもに対し社会適応にできるよう支援をことができる</p> <p>認定こども園徴収金の減額</p> <p>(事業内容) 子育てに伴う経済的負担軽減のため、認定こども園の徴収金を減額する</p> <p>(事業の必要性、見込まれる事業効果) 経済的負担を軽減することで家庭における生活を円滑に過ごしていくとともに、少子化、定住対策の一環として実施する</p> <p>認定こども園発達支援事業補助金</p> <p>(事業内容) 児童の発達に応じた保育を提供し、その健全な発達を支援するため、認定こども園が実施する発達支援事業に要する経費について補助する</p> <p>(事業の必要性、見込まれる事業効果) 児童の発達を支援するために発達支援保育士を配置することできめ細かなサービスを提供できる</p> <p>育児ヘルパー派遣事業</p> <p>(事業内容) 子育ての負担軽減と母子・児童福祉増進を図る</p> <p>(事業の必要性、見込まれる事業効果) 子育てにかかる負担を軽減することで、子育てにおける悩み等の解消を図り、少子化、定住対策の一環として実施する</p> <p>子どもの医療給付事業</p> <p>(事業内容) 高校生までの子どもに対する医療費の一部を給付する</p> <p>(事業の必要性、見込まれる事業効果) 疾病の早期診断と早期治療を促進し、子どもの保健の向上と福祉の増進に寄与する</p> <p>ひとり親家庭等医療給付事業</p> <p>(事業内容) ひとり親家庭へ医療費の一部を給付する</p> <p>(事業の必要性、見込まれる事業効果) 保健の向上と福祉の増進に寄与する</p>	町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	高齢者・障害者福祉	<p>乳幼児健康診査 (事業内容) 乳幼児に対する健診を行い一部委託する (事業の必要性、見込まれる事業効果) 乳幼児の病気の予防と早期発見、及び健康の保持、増進を図る</p> <p>新生児聴覚検査 (事業内容) 乳児に対する新生児聴覚検査を委託する (事業の必要性、見込まれる事業効果) 聴覚の異常を早期に発見し、適切な治療等早期の対応につなげる</p> <p>生きがいデイサービスセンター管理委託事業 (事業内容) 在宅高齢者の生きがい活動のための当該施設の管理委託をする (事業の必要性) 在宅高齢者の認知症等抑制のため本事業は必要である (見込まれる事業効果) 介護予防及び医療費の抑制に寄与する</p> <p>緊急通報システム委託事業 (事業内容) 単身等高齢者の安否確認及び緊急時の迅速対応のためのシステム委託をする (事業の必要性、見込まれる事業効果) 安否確認等システムにより単身高齢者の生活不安が除かれる</p> <p>生きがい活動支援事業補助 (事業内容) 高齢者世帯に対する除雪サービス、見守りサービス等の取組への支援をする (事業の必要性、見込まれる事業効果) 高齢者福祉及び生きがいづくりに寄与する</p> <p>老人保護措置費 (事業内容) 養護老人ホーム等への老人保護措置費 (事業の必要性、見込まれる事業効果) 高齢者の心身の健康の保持や生活の安定などの高齢者の福祉が図られる</p> <p>苦前町にこにこタクシー運行事業 (事業内容) 70歳以上の高齢者や身体・心身障がい者などがタクシーを利用し</p>	町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		<p>た際に、タクシー会社へ不足の乗車運賃分を補助する (事業の必要性、見込まれる事業効果) 交通空白地域の交通弱者にとっては、通院や買い物等で利便性を欠いていることから、高齢者に限らず、外出に不便を来している町民に対する移動手段の確保、移動の利便性や地域の活性化に加え、福祉の向上を図る</p> <p>いやしふれあい助成事業 (事業内容) 町が指定する宿泊施設を利用する高齢者等に対して冬場の引きこもりや健康増進を目的に宿泊料の一部を助成する (事業の必要性、見込まれる事業効果) 高齢者等の健やかな生活支援を図り、高齢者等福祉の増進に寄与する</p> <p>重度心身障害者医療給付事業 (事業内容) 重度心身障がい者に対し医療費の一部を給付する (事業の必要性、見込まれる事業効果) 保健の向上と福祉の増進に寄与する</p> <p>障害者自立支援事業 (事業内容) 障がい者に対する更生医療費、補装具費の支給及び障害者施設利用費の支援をする (事業の必要性、見込まれる事業効果) 障がい者がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活を営むことができるようになる</p> <p>苦前町社会福祉協議会運営事業 (事業内容) 社会福祉協議会運営に対し補助する (事業の必要性) 当協議会では高齢者福祉に対する重要な事業を実施していることから運営に対し補助する必要がある (見込まれる事業効果) 運営が安定することにより高齢者等福祉事業が円滑に進められることができる</p> <p>老人クラブ連合会運営事業 (事業内容) 老人クラブ連合会運営費に対し補助する (事業の必要性、見込まれる事業効果) 高齢者相互の融和と交流を図られる</p>	町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	健康づくり	<p>高齢者事業団運営補助 (事業内容) 苦前町高齢者事業団の運営に対し補助する (事業の必要性、見込まれる事業効果) 高齢者の就業意欲と豊富な知識・経験を生かし、就業の場の確保と福祉の増進に資する</p> <p>各種検診（健診）業務 (事業内容) 特定健診、各種がん検診、脳検診、骨粗鬆症検診、肝炎検診を行う (事業の必要性、見込まれる事業効果) 診察や各種検査により健康状態の評価を行い、健康の維持や早期発見に寄与する</p> <p>各種予防接種業務 (事業内容) インフルエンザ、MR等予防接種業務を委託する (事業の必要性、見込まれる事業効果) ワクチン等を接種し、人工的に免疫をつけることで、伝染病の発生や流行を予防する</p> <p>妊婦健康診査 (事業内容) 妊婦に対する健診を委託する (事業の必要性、見込まれる事業効果) 妊娠中妊娠中毒症や難産、早産、流産を予防し、母体と胎児の健康維持を図る</p> <p>不妊治療等助成事業 (事業内容) 不妊症・不育症で悩む夫婦の経済的負担の軽減のため治療費を助成する (事業の必要性、見込まれる事業効果) 子どもを産みたいという希望を与え、少子化、定住対策の一環として実施する</p> <p>産婦健康診査 (事業内容) 産婦に対する健診を委託する (事業の必要性、見込まれる事業効果) 産後の身体的、精神的な変化に対し健やかな回復を図る</p>	町	
	その他	結婚祝金交付事業 (事業内容) 未婚者の結婚奨励と若者の定住促進等を推進するため、結婚した者へ祝金を交付する (事業の必要性、見込まれる事業効果) 未婚者の結婚奨励と定住促進、少子化	町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		<p>化、定住対策の一環として実施する</p> <p>結婚新生活支援事業 (事業内容) 結婚に伴う新生活のスタートアップに係る費用（新居の家賃、引越し費用等）の一部を補助する (事業の必要性、見込まれる事業効果) 未婚者の結婚奨励と定住促進、少子化、定住対策の一環として実施する</p> <p>出産支援費助成事業 (事業内容) 妊産婦及びその家族の経済的負担の軽減と妊産婦の保健向上のため出産に係る交通費、医療機関の往復現地の滞在に要する宿泊費を助成する (事業の必要性、見込まれる事業効果) 経済的負担を軽減することで子どもを持ちたいという希望を与え、少子化、定住対策の一環として実施する</p> <p>出産祝金交付事業 (事業内容) 子育てに伴う経済的負担軽減と出産により少子化対策の推進のため出産した者に祝金を交付する (事業の必要性、見込まれる事業効果) 子どもを産みたいという希望を与え、少子化、定住対策の一環として実施する</p> <p>出産祝金助成金事業 (事業内容) 出産祝金交付額のうち10万円分を助成券として交付する</p>	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

苦前町公共施設等総合管理計画の基本的な方針に基づき、各個別計画との整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

8. 医療の確保

(1) 現況と問題点

本町には公的医療機関と民間医療機関が2ヶ所、また町立の歯科診療所も2ヶ所あり、住民にとって必要不可欠なものとなっている。特に医療機関に遠い地区は、へき地患者輸送車の定期運行によりその対策にあたっている。しかし、増加する生活習慣病などの患者に対する手術などの高度医療や休日・夜間の救急外来に対しては、近隣の中核都市での処置や搬送により対応している。

今後は、地域医療の充実に向けた検討が必要であるとともに、歯科診療所施設の適切な維持管理と施設・設備の整備を今後とも進めなければならない。

また、苦前厚生クリニックに加えて地域の中核的な病院と本町の民間医療機関との連携・協力体制の構築、遠隔医療の環境整備を始めとする新たなＩＣＴの活用等を図りながら、地域の医療体制の確保と医療環境の整備充実を図る必要がある。

医療機関等設置状況

(単位：人、床)

区分	職員数		診療科目	病床所有数
	医師	看護師等		
苦前厚生クリニック	2(1)	3	内科、皮膚科派遣	—
苦前クリニック	1	2	内科、外科、小児科	—
苦前歯科診療所	1	0	歯科	—
古丹別歯科診療所	(1)	0	歯科（苦前と兼務）	—
計	3(2)	5		

資料：苦前町調べ（令和3年3月31日現在）

無医地区の状況

(単位：人、km)

区分	地区人口	病院までの距離	交通機関
九重	148	4.8	週2回患者輸送車
三溪	24	11.9	週1回患者輸送車
東川	21	7.9	//
岩見	78	2.0	//
小川	46	5.7	//
計	317		

資料：苦前町調べ（令和3年3月31日現在）

(2) その対策

- ① 医療環境の充実
- ② 歯科診療所の充実
- ③ 高齢化社会に対応した医療施設の整備

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(1) 診療施設 診療所	苦前厚生クリニック検査機器更新事業補助金 町立歯科診療所診察機器購入	町	
	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 民間病院	苦前厚生クリニック経営損失補償金 (事業内容) 苦前厚生クリニックの経営損失金を全額補填する (事業の必要性、見込まれる事業効果) 一次医療として当該診療所が維持されることにより地域医療の確保を図る	町	
	その他	苦前町地域医療確保事業 (事業内容) 町内3診療所へ医師の負担軽減・外来診療医師確保のために補助する (事業の必要性、見込まれる事業効果) 人口減少と高齢化が進んでいる中で、地域医療の水準の確保が一層求められており、医師の確保、医師の負担軽減並びに外来診療科の開設など地域医療体制の安定を図る	町	
	基金積立	へき地患者輸送車運行業務 (事業内容) 無医地区から医療機関受診患者の交通手段確保のための運行業務を行う (事業の必要性、見込まれる事業効果) 居住地から医療機関まで遠距離にあり、かつ交通手段のない高齢者等の通院患者は増加しており、本業務により医療機関受診環境の整備を図る	町	
		苦前町地域医療整備基金事業 (事業内容) 町内医療機関の大型の医療設備の更新や施設の修繕の際に必要となる財源を確保するため、基金の積立を行う (事業の必要性、見込まれる事業効果) 日常診療に必要不可欠な設備等の計画的な更新を進め、医療体制の充実を図る	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

苦前町公共施設等総合管理計画の基本的な方針に基づき、各個別計画との整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

9. 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア. 学校教育

時代の大きな転換期の中で学校教育の現場においては、児童生徒の学ぶ意欲や学力、体力の低下、規範意識の希薄化など多くの課題が指摘されている。

本町では、確かな学力、豊かな人間性、健やかな体を重視する「生きる力」をはぐくむ教育を推進し、創意工夫を図った特色ある教育活動を展開している。今後、学校・地域の実情に基づいて教育の質のさらなる向上を図るとともに、伝統と文化を尊重し、グローバル化に対応する教育や技術革新に対応する教育にも取り組んでいく必要がある。

学校施設整備では、近年、小学校2校の耐震化（改築）を完了したが、今後は、施設管理計画に基づき、中長期的な視点に立った修繕を行いながら、良好な環境整備の維持管理に努める必要がある。一方、中学校2校については、令和5年度に統合を予定しているが、統合後に使用する校舎の教室不足が見込まれており、必要な改修整備を進める必要がある。

近年は、地域社会全体で学校教育を支えることが求められており、本町においても地域と連携した取り組みが行われている。地域・家庭・学校が連携し「開かれた学校」づくりをさらに推進していく必要がある。

全国的な少子化の傾向と同様に、本町においても児童生徒の減少は避けられず、ますます学校の小規模化が進むことが予想されることから、小規模校の維持に向けた適正規模を考えていくことが重要な課題となっている。

学校現況調

（単位：人、m²）

区分	学校数	児童・生徒数	校舎面積	一校当たり生徒数
小学校	2	122	5,480	61
中学校	2	56	6,089	28
計	4	178	11,569	

資料：苦前町調べ（和3年5月1日現在）

イ. 社会教育

少子・高齢化やグローバル化など、社会・経済情勢の大きな転換期にあるなか、町民一人一人が生涯を通じて学習に取り組むことの重要性が高まっている。町民の学習に対するニーズは多様化・高度化しており、学習や活動の場の充実が求められている。

本町では、町民の健康志向は高まっているものの、競技スポーツなどでは人口減少に伴い団体活動の運動機会が減少しており、子どもから高齢者まで、それぞれの年齢や体力に応じたスポーツやレクリエーションを生涯楽しみながら、体を動かす機会の創出が求められている。

芸術・文化活動の拠点となる公民館などでは、さまざまな学習講座を開設し、継続的な学習機会を提供しているが、今後の町民ニーズに応じた学習メニューの整備とともに、学んだ成果が適切に評価され実際にまちづくりや子どもの育成などに活

用できる仕組みをつくることが必要である。

学習やスポーツを行うための社会教育施設全般に施設や機器の老朽化が見られるため、町民が利用したいときに利用できるよう適切に管理していくことが求められている。

(2) その対策

ア. 学校教育

- ① 学校教育関連施設・設備の充実
- ② 「生きる力」をはぐくむ教育の推進
- ③ 良好な教育環境の充実
- ④ 高等学校教育の充実

イ. 社会教育

- ① 生涯学習基盤の整備・充実
- ② 社会教育関連施設・設備の充実
- ③ 社会教育プログラムの充実
- ④ 団体や指導者の育成支援

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 校舎	苫前中学校改修工事	町	
	給食施設	共同調理場厨房機器等の更新	町	
	(3)集会施設、体育施設等 公民館	苫前町公民館改修工事	町	
		苫前町公民館調光設備改修工事	町	
	集会施設	苫前福祉センター解体工事	町	
	体育施設	三角点スキー場ロッジ建設工事	町	
		B & G海洋センター改修工事	町	
		三角点スキー場設備改修工事	町	
		緑ヶ丘スキー場設備改修工事	町	
	(4)過疎地域持続的発展特別事業 高等学校	苫前町野球場照明改修工事	町	
		北海道苫前商業高等学校魅力化推進事業	町	

		(事業内容) 北海道苫前商業高等学校後援会が実施する同校の魅力づくりや生徒募集に関する取り組みに対し補助する (事業の必要性、見込まれる事業効果) 高校を存続させることで、地域の教育環境を維持するとともに、地域の活性化や関係人口の増加に資する		
--	--	---	--	--

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

苫前町公共施設等総合管理計画の基本的な方針に基づき、各個別計画との整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

10. 集落の整備

(1) 現況と問題点

集落は、地域住民の日常生活や生産活動を営む上で重要な役割を果たしている。比較的規模の大きな集落がある一方、小規模な集落が数多く散在しており、道路を始めとしたライフライン及び集会所等が整備されている。

しかし、一部の集落では水害・土砂災害や海岸の浸食等の危険性が高く、治山、治水、海岸保全等の計画的な整備を図り、災害の未然防止対策が必要である。

また、新型コロナウイルス等の感染症にも配慮した「苫前町地域防災計画」の大枠な見直しに伴い防災資材や避難所での感染症対策物資等について計画的な備蓄と調達を行い災害時に備える必要がある。

集落の維持・活性化については、住民自身が集落の現状を踏まえた上で、集落の問題を自らの課題としてとらえ、集落の将来像を描いていく必要があるとともに、地域自治組織が行う自主的・自発的活動を支える仕組みづくりや「集落支援員」や「地域おこし協力隊」等の人材の確保・派遣に係る施策を検討する必要がある。

さらに、地域の枠を超えた交流機会の拡大や住民の自主活動の場の提供、コミュニティ活動の推進が重要な要素となる。また、行政情報の積極的な公開や説明責任の徹底を行うことにより、行政と住民の協働によるまちづくりを進めていく必要があることから、各地域の個性や特徴を活かすための基盤となる「地域力」を高める手法として、地域レベルでのまちづくり組織や仕組みづくりが必要である。

(2) その対策

- ① 防災対策の推進
- ② 治山、治水、海岸保全等の国土保全対策の実施
- ③ 地域自治組織が行う自主的・自発的活動を支える仕組みづくりの検討
- ④ 地域おこし協力隊員等に係る施策の検討
- ⑤ コミュニティの充実
- ⑥ 住民参画機会の充実

11. 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

当町には、町無形文化財「くま獅子舞」を始め、数多くの郷土文化や文化財がある。なかでも、郷土資料館・考古資料館は、学術的にも貴重な資料が展示され、住民が地域の歴史に触れることができる施設である。

これまで、文化団体への支援や芸術鑑賞機会など地域文化の振興を始め、文化財の保護や保存、普及に取り組むとともに、郷土資料館の展示物を更新しながら、歴史文化の普及に努めている。

今後も、行政や文化団体等が連携を一層深め、美術や音楽、演劇、舞蹈等の創作・発表活動への支援や発表の場の提供等、文化活動への参加機会の充実が必要となっている。また、展覧会や公演等に接する機会の拡充や文化施設及び文化事業に関する情報の積極的な提供、豊かな自然環境を未来に引き継ぐための学習機会の充実や提供等、住民の自主的な活動を一層活発に展開する必要がある。

(2) その対策

- ① 芸術・文化の振興
- ② 文化施設及び設備の維持・充実

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の 振興等	(1) 地域文化振 興施設等 地域文化振 興施設	苦前町郷土資料館改修工事 復元住居解体工事 修景池撤去工事	町 町 町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

苦前町公共施設等総合管理計画の基本的な方針に基づき、各個別計画との整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

12. 再生可能エネルギーの利用の促進

(1) 現況と問題点

過疎地域の豊かな自然環境や再生可能なクリーンエネルギーとしての地域資源を最大限に活用した風力発電事業を導入した風車のまちとして、風力発電拡充のための普及啓発や発生電力の有効性、さらには自然エネルギーを活用した環境教育の実践をしながら、引き続き、住民が誇りと愛着を持つことができる活力にみちた地域振興策を推進する必要がある。

(2) その対策

- ① 脱炭素社会に向けた風力発電拡充のための送電網の整備と再生可能エネルギーの地産地消のための制度改正への要望
- ② 風力発電施設の整備・維持管理の充実
- ③ 風力発電を活用した環境教育や学習の推進
- ④ 再生可能なクリーンエネルギーの検討
- ⑤ 風力発電事業による町民還元の実施

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施 策 区 分	事 業 名 (施 設 名)	事 業 内 容	事 業 主 体	備 考
11 再生可能エ ネルギーの利 用の促進	(3) その他	脱炭素社会に向けた風力発電拡充のための送電網の整備と再生可能エネルギーの地産地消のための制度改正への要望活動事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

苦前町公共施設等総合管理計画の基本的な方針に基づき、各個別計画との整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

本町は町の中心部を包み込むように二級河川古丹別川が流れ、水田地帯には管理された用排水路がある。緑ヶ丘公園や河川敷に整備された施設とあわせて、各公共施設拠点とを結ぶ水と緑のネットワークが形成されている。

既存の公園の適正な維持管理に努めるとともに、一部河川敷では町民による自主事業が展開され、町民の交流の場となっている。

河川は多様な生物の生息・成育の場であるとともに町民にとっても憩いややすらぎの場でもあり、こうした水と緑の豊かな環境は、ますます貴重なものとなっており、かけがえのない地域環境として次世代に引き継いでいく必要がある。

また、本町の地域医療環境について、遠隔医療の環境整備を始めとする新たなICTの活用等を図りながら、地域の医療体制の確保と医療環境の整備充実を図る必要がある。

(2) その対策

- ① 公園・緑地管理の充実
- ② 緑化の推進
- ③ 水辺空間利用の促進
- ④ 医療環境の整備

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 基金積立	苦前町地域医療整備基金事業 (事業内容) 町内医療機関の大型の医療設備の更新や施設の修繕の際に必要となる財源を確保するため、基金の積立を行う (事業の必要性、見込まれる事業効果) 日常診療に必要不可欠な設備等の計画的な更新を進め、医療体制の充実を図る	町	

<参考>

事業計画（令和3年度～令和7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・ 地域間交流の 促進、人材育 成	(4)過疎地域持続 的発展特別事業 移住・定住	<ul style="list-style-type: none"> ・定住促進空家活用事業 定住促進に資する空き家の購入・改修等に要する経費の一部を助成する ・安心快適住まいづくり促進事業 住宅の新築・改修・除却に係る費用の一部を助成する 	町 町	
2 産業の振興	(10)過疎地域持続 的発展特別事業 第1次産業	<ul style="list-style-type: none"> ・一次産業就労支援共同住宅建設補助金 一次産業従事者が入居する共同住宅を建設する事業主に助成する 	町	
	商工業・6次産業化	<ul style="list-style-type: none"> ・苦前町商工会運営費補助 苦前町商工会の運営費を補助する ・プレミアム地域振興券発行事業 市民の生活支援と地元購買力の確保を図るためのプレミアム地域振興券を発行する ・苦前ブランド・6次産業化チャレンジ支援事業 農・漁業者、中小企業者の経営安定、経営力の向上による基幹産業の活性化を図るため、販路拡大、加工品開発等に要する経費を助成する 	町 町 町	当項目事業の効果は将来に及ぶものである。
	観光	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント開催費助成 風車まつり、凧あげ大会、ふるさと祭り等の開催に対する助成をする 	町	当項目事業の効果は将来に及ぶものである。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・若年者雇用創出助成事業 若年者の雇用及び定住促進と町内企業の採用意欲の高揚を目的に事業主に助成する 	町	
4 交通施設の 整備、交通手 段の確保	(9)過疎地域持続 的発展特別事業 公共交通	<ul style="list-style-type: none"> ・生活路線バス等維持費補助 路線バス維持のためバス事業者へ補助する 	町	
	交通施設維持	<ul style="list-style-type: none"> ・バス待合所管理業務 バス待合所(9ヶ所)の清掃除雪等維持管理を行う 	町	
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・通学定期運賃補助 高校生の通学定期運賃の一部を助成する 	町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(7)過疎地域持続的発展特別事業 生 活 環 境	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物収集業務 一般家庭等から排出されるゴミの収集業務を委託する ・一般廃棄物処理手数料収納業務 指定ゴミ袋取扱店に対する手数料 ・世帯向け民間賃貸住宅建設支援事業 住宅建設促進と人口減少の抑制を図るために、民間事業者等に対し賃貸住宅建設費用の一部を補助する ・花と緑のまちづくり活動支援事業 町民と行政のパートナーシップにより緑化活動をおこなう団体へ植栽事業費の一部を補助する 	町 町 町 町	当項目事業の効果は将来に及ぶものである。
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人運営費補助 (社)苦前福祉会、(社)古丹別福祉会の安定した運営を図るため条例に基づき補助する ・地域子育て支援センター運営事業補助 地域子育て支援センター運営(2団体)に対し補助する ・放課後児童健全育成事業補助 社会福祉法人に対し放課後児童クラブ活動運営費に対し補助する ・認定こども園施設型給付費事業 認定こども園2ヶ所に対し運営を委託する ・留萌中部地域子ども発達支援センター運営事業 留萌中部3町村による広域子ども発達支援センターの運営費に対し補助する ・認定こども園徴収金の減額 子育てに伴う経済的負担軽減のため、認定こども園の徴収金を減額する ・認定こども園発達支援事業補助金 児童の発達に応じた保育を提供し、その健全な発達を支援するため、認定こども園が実施する発達支援事業に要する経費について補助する ・育児ヘルパー派遣事業 子育ての負担軽減と母子・児童福祉増進を図る ・子どもの医療給付事業 高校生までの子どもに対する医療費の一部を給付する ・ひとり親家庭等医療給付事業 	町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町	

持続的発展 施 策 区 分	事 業 名 (施 設 名)	事 業 内 容	事業主体	備 考
	高齢者・障害者 福祉	<p>ひとり親家庭へ医療費の一部を給付する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健康診査 乳幼児に対する健診を行い一部委託する ・新生児聴覚検査 乳児に対する新生児聴覚検査を委託する <p>・生きがいデイサービスセンター管理委託事業 在宅高齢者の生きがい活動のための当該施設の管理委託をする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急通報システム委託事業 単身等高齢者の安否確認及び緊急時の迅速対応のためのシステム委託をする ・生きがい活動支援事業補助 高齢者世帯に対する除雪サービス、見守りサービス等の取組への支援を行う ・老人保護措置費 養護老人ホーム等への老人保護措置費 ・苫前町にこにこタクシー運行事業 70歳以上の高齢者や身体・心身障がい者などがタクシーを利用した際に、タクシー会社へ不足の乗車運賃分を補助する ・いやしふれあい助成事業 町が指定する宿泊施設を利用する高齢者等に対して冬場の引きこもりや健康増進を目的に宿泊料の一部を助成する ・重度心身障害者医療給付事業 重度心身障がい者へ医療費の一部を給付する ・障害者自立支援事業 障がい者に対する更生医療費、補装具費の支給及び障害者施設利用費を支援する ・苫前町社会福祉協議会運営事業 社会福祉協議会運営に対し補助する ・老人クラブ連合会運営事業 老人クラブ連合会運営費に対し補助する ・高齢者事業団運営補助 苫前町高齢者事業団の運営に対し補助する <p>・各種検診(健診)業務 特定健診、各種がん検診、脳検診、骨粗鬆症検診、肝炎検診を行う</p> <p>・各種予防接種業務 インフルエンザ、MR等予防接種業務を委託する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊婦健康診査 妊婦に対する健診を委託する ・不妊治療等助成事業 不妊症・不育症で悩む夫婦の経済的負担 	町 町	当項目事業の効果は将来に及ぼものである。
	健康づくり			

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	その他	<p>の軽減のため治療費を助成する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産婦健康診査 産婦に対する健診を委託する ・結婚祝金交付事業 未婚者の結婚奨励と若者の定住促進等を推進するため、結婚した者へ祝金を交付する ・結婚新生活支援事業 結婚に伴う新生活のスタートアップに係る費用の一部を補助する ・出産支援費助成事業 妊産婦及びその家族の経済的負担軽減と妊産婦の保健向上のため出産に係る交通費、医療機関のあう現地の滞在に要する宿泊費を助成する ・出産祝金交付事業 子育てに伴う経済的負担軽減と出産により少子化対策の推進のため出産した者に祝金を交付する ・出産祝金助成金事業 (事業内容) 出産祝金交付額のうち10万円分を助成券として交付する 	町 町 町 町 町 町 町 町	
7 医療の確保	(3)過疎地域持続的発展特別事業 民間病院	<ul style="list-style-type: none"> ・苫前厚生クリニック経営損失補償金 苫前厚生クリニックの経営損失金を全額補填する ・苫前町地域医療確保事業 町内3診療所へ医師の負担軽減・外来診療医師確保のために補助する 	町	町
	その他 基金積立	<ul style="list-style-type: none"> ・へき地患者輸送車運行業務 無医地区から医療機関受診患者の交通手段確保のため運行業務を行う ・苫前町地域医療整備基金事業 町内医療機関の大型の医療設備の更新や施設の修繕の際に必要となる財源を確保するため、基金の積立を行う 	町 町	
8 教育の振興	(4)過疎地域持続的発展特別事業 高等学校	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道苫前商業高等学校魅力化推進事業 北海道苫前商業高等学校後援会が実施する同校の魅力づくりや生徒募集に関する取り組みに対し補助する 	町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	(3)過疎地域持続的発展特別事業基金積立	・苦前町地域医療整備基金事業 町内医療機関の大型の医療設備の更新や施設の修繕の際に必要となる財源を確保するため、基金の積立を行う	町	

備考:過疎地域持続的発展特別事業の効果は、将来にわたり町の持続的発展に資するものである。